

## 八戸市博物館条例施行規則の一部改正について

### 1 改正の理由

北東北ウェルカムカードの廃止に伴い、入館(場)料の減免に係る規定を整理するため。

### 2 現在の減免対象

区 分	減免する額
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本市が主催する行事に使用するとき</li><li>・ 市内の小・中学校又は特別支援学校が教育課程に基づく学習のため団体に入館(場)するとき。</li><li>・ 市内の小・中学生が入館(場)するとき</li><li>・ 八戸ウェルカムチケット、種差海岸三陸復興国立公園指定記念チケットの提出を受けたとき</li></ul>	全額
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体障害者手帳等の交付を受けている者が入館(場)するとき</li><li>・ 市内在住の65歳以上の者が入館(場)するとき</li><li>・ 八戸えんじょいカードの提示を受けたとき</li><li>・ 博物館・史跡根城の広場バスバック施設入館料等割引券の提出を受けたとき。</li></ul>	5割相当
<ul style="list-style-type: none"><li>・ その他教育委員会が特に必要であると認めるとき</li></ul> ※博物館等の利用促進のため等	全額

### 3 施行期日

平成28年4月1日